

「シュミット問題」が投げかけるもの —「歴史学」の一つとしての 政治思想史研究をめぐる一考察—

高橋 愛子*

1. 問題の所在と本稿の狙い

カール・シュミットの没後1年半を経た1986年10月、H.クヴァーリチュの勤務するシュパイヤー行政学院で「20世紀の法学及び精神科学におけるカール・シュミットの地位」というタイトルの特別セミナーが開催された〔クヴァーリチュ編1993：389〕。このセミナーでの報告、及び、各国から送られた論文数篇がクヴァーリチュの編集により論文集『反対物の複合体』〔Quaritsch 1988〕として出版された際、『南ドイツ新聞』誌上の書評は、「第三帝国の桂冠法学者であるシュミットに対する道徳的断罪からシュミット研究を解放したことがこのセミナーの意義だと指摘した〔クヴァーリチュ編1993：367〕。ナチス・ドイツへの政治的関与という「前歴」を持つシュミットが、多くの場合、政治的道徳的な観点から単に克服されるべき《反面教師》として位置づけられ批判的に論じられてきた従来の動向に抗して、シュミットの提起した様々な理論的枠組が現代においてもなお生き続けている——それを肯定するか否かとは別個の問題として——と確認されたという意味で、「シュミット研究の新時代を画したものと位置づけられている〔同上：367〕。

シュミット研究をめぐるドイツでの以上のような対照的な二系列の構図は、日本においてもほぼ同様の布置として指摘されてきた。つまり、ナチスへの関与という歴史的事実をその学問的意義の理解においても重視する政治的道徳的観点からの否定的アプローチと、政治的選択と道徳的観点における一定の落精度を認めつつも、繰返し不死鳥の如く甦るシュミット思想の理論的可能性への肯定的アプローチという「対照的」な構図⁽¹⁾である。本稿は、カール・シュミットの著作が論じられる際、常について回る二つの両極的「観点」の間の緊張関係、つまり「シュミット問題」に注目し、その一つの典型的事例としてゾントハイマー＝クヴァーリチュ論争を取り上げる。その

* 聖学院大学 政治経済学部 政治経済学科 助教授

上で、本稿の狙いは、政治思想史研究が「歴史学」の一領域であるというアスペクトから「シュミット問題」を再考することを通して、シュミット研究における「方法」の問題を検討することにある。

2. クヴァーリチュによる問題提起——「ボダン問題」と「シュミット問題」——

1985年4月7日、カール・シュミットが96歳の波乱に満ちた生涯を終えた時、⁽²⁾《追憶の有罪判決》(damnatio memoriae) [Quaritsch 1988:16] をめぐる論争が再燃した。1985年5月19日の『ツァイト』誌上のシュミット追悼記事でK. ゾントハイマーは、「カール・シュミットの著作を研究することが、なぜ市民的民主的な立憲国家を理解する上で不可欠とされるのか理解できない。リベラルな、つまり自由な民主主義を切実な問題だと思者にとってカール・シュミットは必要ではない」と断言したのである [同上:15]。こうしたゾントハイマーの言説に象徴されるような、従来のシュミット研究を刻印してきた政治的・道徳的断罪の傾向に対して、クヴァーリチュは一つの反論を試み、上述のシュパイヤー・セミナー論文集の序論「カール・シュミットとその著作の取扱いについて」 [同上:13ff.] の冒頭で、1986年3月のゾントハイマーとJ. タウベスのシュミットをめぐる対談に短く言及している。「他にもない『根っからのユダヤ人』(タウベスはそう自認している)である」タウベスが、「カール・シュミットのことを『深遠なカトリック思想家』だと思っていると告白した時、ゾントハイマーは明らかに堪忍袋の緒が切れたらしく、タウベスの詳細で感動的な告白の腰を折るようにして、『では、カール・シュミットは反ユダヤ主義者であったのかなかったのか』と糾問するような調子で口を挟んだ」というのである [同上:13]。これに反論してクヴァーリチュは以下の問いを示す。「カール・シュミットがたとえ反ユダヤ主義者であったとしても、そのことは、彼が1910年から1978年の間に書いた40冊の書物と200本の論文にとってどういう意味を持つのだろうかという問い」 [同上:13] である。更に続けてクヴァーリチュは、今日、「カール・シュミットを取り上げることができるのであれば、それはどのような方法によってか」と問いを提起し、フランスの法学者ボダン研究とのアナロジーにおいて、ボダン没後1年の時点と今日の時点のボダン研究のあり方に思考の矛先を向けるという「一つの回り道をして」答えようとする。

ボダン没後1年の1597年の時点に想定される「ボダン問題」を、クヴァーリチュは五つの問答に集約する。

その1。ボダンは慎みのないオポチュニストではなかったか。

その2。ボダンは、キリスト信仰をユダヤ人やイスラム教徒、その他の異教の祭式と同列に置くことによりイエス・キリストを冒瀆したのではなかったか（『崇高なもの隠された秘密についての七賢人の討論』(Colloquium heptaplomeres) を指す)。

その3。ボダンの全著作は、教皇、正統信仰を持つ国王・王侯により禁書にされていたのではなかったか。

その4。ボダンは厚かましくも神聖ローマ帝国を貴族的な君侯共和国と罵ったのではなかったか。

その5。ボダンは魔法使い狩りや魔女狩りに人々を駆り立てたのではなかったか。彼は魔女に対する死刑を要求し、14才の魔女を火炙りにさせようとしたのではなかったか（1580年の初版から1698年まで仏語版で14版、独語版・ラテン語版で各4版、イタリア語版で3版を重ねた『魔法使いの悪魔に取りつかれたと思込む病気について』(De la démonomanie des Sorciers) を指す) [同上：13ff.]。

これらの問いすべてにクヴァーリチュは「然り」と答え、殊に第5の問いについては、ボダンは16世紀末及び17世紀における魔女狩りに知識人として共同責任があると指摘し、それゆえヴォルテールはボダンを悪魔の頭目ベルゼブブの弁護人と呼んだと付言する。そして1597年ならばこうした展開を見せたであろう断罪の問答の結論、「正統なキリスト教信仰と聖母教会を切実な問題と思う人、伝統的な秩序と自由をもつ帝国と王国を愛し、これを貴重だと思う人、すべての啓蒙された人々と共に、迷信と闘い、無実の人々の裁判による殺害と闘う人——そうした人にとってはジャン・ボダンは用はない」という断定は、そのままゾントハイマーの前述の『ツァイト』誌上でのシュミットについての断言に対応するという [同上：15]。しかしボダンは近世初頭のヨーロッパ精神史上の大家に属することに今日では異論はなく、法学的国家論は彼から始まった、ボダンの用済みだという判断がなぜ誤りかも明らかだとクヴァーリチュはいう。その理由は、クヴァーリチュによれば、そうした判断によって「将来を見通して展望しようとする我々の視野が狭くされ」(perspektivisch verengen würde)、ボダンと彼の著作のヨーロッパ国家学への大きな積極的関与が曖昧となり「学問的に正当に評価されない結果」がもたらされるからだという [同上：15 強調クヴァーリチュ]。

「ボダンをただオポチュニスト、背教者、絶対主義による国制解体者、はたまた魔女狩りをした人物、といったものとしてしか見ない人は、ボダンについていか

なる学問的言明もなしえないであろう。こうした見方は政治に対する道学者ぶつた判断であり、ヘルマン・リュッベが似通った文脈で表現しているように、志操 (die Gesinnung) を判断力 (die Urteilskraft) に優先せしめる考え方だといわねばなるまい」 [同上：15f. 強調クヴァーリチュ]。

クヴァーリチュはこのように述べ、道徳的弾劾のゆえに「視野が狭くされること」の現代的注釈として次のゾントハイマーの言葉を引用する。

「たとえ彼 [シュミット] が後になると、ナチスによって、もはや脚光を浴びた官憲のお気に入りの人物ではいられなくなったとしても、カール・シュミットの中に、ナチスの独裁の道を精神的に備え、それを法学的に擁護し、付和雷同した者だという以外の何かを見て取ることを我々に許すような事実は、やはり何も知られていないといえる」 [同上：15]。

では、「ボダン問題」という鏡に映して解き明かそうとした「シュミット問題」の考察からクヴァーリチュが引き出した「教訓」とは、どのようなものか。それは、シュミットを学問的に取扱おうとする者は、彼が1985年にではなく1596年に死んだ人であるかのように考え、或いはこの「時間的距離」を未来に移し、2377年に評するかのように論ずべきだ [同上：16, 19 傍点引用者]、つまり「時の経過によって生じる、距離を置いた醒めた立場」の獲得が不可欠だ [同上：19] というものである。そもそも天才的人間は、二、三の愚行によって《つまらない人間》になりはしないからだという [同上：17]。

ゾントハイマーとクヴァーリチュの、シュミット研究をめぐる架橋しようのない非妥協的対決の構図は何を示しているだろうか。⁽³⁾ 確かに、もっぱらシュミットの全著作を頭から批判の対象としてしか見ないか、あるいはもっと極端な場合には無視すべきだとする政治的道徳的断罪の傾向にある一面的なシュミット研究のあり方に対して、クヴァーリチュの試みが「解毒剤としての役割を果たしている」 [クヴァーリチュ編1993:383] という意味で、一定の積極的な意味を認めることに筆者としても異論はない。「市民的民主的な立憲国家を理解」することを求め、それが孕む根源的問題を考え抜こうとする時、1920年代のドイツの国家と社会が直面した「現実」を自らの思考の土俵としつつ洞察し、かつ「状況」へと斬り込んでゆく発言を続けたシュミッ

トの著作を研究することは極めて有益だと筆者は考える。⁽⁴⁾ またそれをシュミットが述べたか否かに関わりなく、提起された問題そのものは、今日においてもなお考え抜くことが不可欠なものを含むのではないだろうか。シュミットの過ちやその言動の不完全性をただ批判し、それらを葬り去ればそれで済むというわけにはいかない、⁽⁵⁾ そうしたきわどい問題提起が今日の我々にもなお残されているのではないだろうか。その意味で、ゾントハイマーの上述のような「全否定」に近いシュミットへのアプローチは承服しがたい。

しかし同時に、クヴァーリチュのシュミット再評価の「足場」には、決定的な問題が潜んでいることも指摘しなければならない。シュミットの問題提起と熟考とを受け入れる際、政治的・道徳的に断罪されざるを得ない点に対して片目を瞑るような態度で臨めば、望まずしてシュミットの「愚行」を繰り返しかねない危うさを回避しえない。それゆえ、クヴァーリチュのアプローチに内在する問題の根源をも見極めておくことが不可欠である。

だが、クヴァーリチュによるシュミット再評価が孕む「陥穽」を指摘する前に、もう一つ、この「序論」でクヴァーリチュが表明した見解を吟味する必要がある。

クヴァーリチュは、他ならぬ「学問的世界の主体」として、『独裁』、『政治的なものの概念』、『制度的保障』や「差別的な戦争概念への転換」、あるいは『大地のノモス』の著者として我々の前に立ち現れる、こうしたシュミットが我々に必要だろうかとか別な問いを放ち、逸話と統計によって答えようとする。第一に 1952 年のイェルサレム。イスラエル司法大臣 P. ローゼンはイスラエル憲法作成のためにシュミットの『憲法論』を必要とした [Quarisch 1988 : 17]。第二に 1954 年のボン。ナチスに迫害された、戦後の SPD の連邦議会会派の指導的法律家 A. アルントは 2 月 19 日の議会発言で、シュミットの「憲法改正」に関する学説が不可欠だと主張し以下の如く述べた。「... がらくたは山積みになっておりますので、カール・シュミットのこのような認識が今日においても学問的になお注目すべきものであるのです」 [同上 : 17f.]。第三に 1967 年のベルリン。フランスのヘーゲル・ルネサンスの原動力 A. コジューヴは北京からパリへの帰路、ベルリンでタウベスに尋ねた、「シュミット以外にドイツで話をすべき人物といえば誰だろうか」 [同上 : 18]。

更にクヴァーリチュは、戦後 (1949 ~ 1982) の「ドイツ国法学者連盟」年次大会における 66 の報告の中でなされたシュミットとヘラーへの引用回数を分析した研究⁽⁶⁾ に言及する。そこでの分析者の推論は、「どうやらシュミットの著作のほうが、今日

の国法学上の議論にとっては、ヘラーの著作よりも重要かつ重大であるとみなされているように思われる」⁽⁷⁾ というものだった [同上：18]。この分析を受けてのクヴァーリチュの断定は以下のようなものである。

「学問的作業や学問的論争にとっては、ヘラーが1932年のドイツ国国事裁判所での裁判において、正しい側、つまりプロイセンのブラウン＝ゼーヴェリング政府の弁護人として立ったのに対し、カール・シュミットはパーベン政府の訴訟代理人として間違った側に回ったということなどは、重要なことではない。別の言い方をすれば、ヘラーが…『ファシズムの策動を鋭敏に観察した人物であり、民主的社会主義を積極的に擁護した人物であること』が実証されているとしても、そのことは [学問的作業や学問的論争にとっては] 重要なことではない (belanglos) のである」 [同上：19 傍点引用者]。

これらの歴史的証言と統計的分析が示しているのは、今日においてなお認められるシュミットの学説の有用性だといえるだろうが、それ以上でもそれ以下でもない。問題は、何とてのどのような有用性かだが、奇妙なことにその点はまったく語られていない。ポダンについてクヴァーリチュ自身が跡づけたように、「偉大なる」ポダンでさえ、後世、「汚点」とされる部分と「不滅の業績」とされる部分とが併存していた。そうであれば、今日もてはやされているというその事実のみでは、シュミットの学説の有用性について学問的には何も語っていないに等しいのではないだろうか。というのもクヴァーリチュの発言は、学問的論争にとって『独裁』、『政治的なものの概念』等々の著者としてのシュミットは我々に必要だが、しかし1932年の裁判でパーベン政府弁護人として立ち現れるシュミットは必要ではないといっているに等しい。しかしその際、同一人物シュミットを対象としてあれはいるがこれはいらぬという選択的判断の根拠が何かは示されていない。そもそも「シュミットは我々にとって必要か」というクヴァーリチュの問いは、「我々の…… (これこれ) にとって必要か」と一定の「観点」を前提として問われるべきであっただろう。

3. クヴァーリチュによるシュミット再評価の「陥穽」

——「現在認識 (Gegenwartserkenntnis)」をめぐる——

なぜこうした奇妙な言説がなされるのだろうか。ここで我々は、クヴァーリチュが

ゾントハイマーとの対決から引き出した「教訓」の問題に立ち返ろう。ボダンの時代に、もしそれが発覚すれば火炙りに処せられたであろう「愚行」が今日では肯定的に評価されるような問題（例えば『七賢人』に示された宗教的懐疑主義）、あるいは、当時において妥当性と圧倒的影響力を持ちえたことが、今日肯定の余地なき「罪悪」、「歴史上の汚点」とされるような問題（例えば魔女狩りの唱道者としてのボダン⁽⁸⁾）のように、時間的推移の中で政治的・道徳的・価値的に反転した問題⁽⁹⁾をめぐって、一定の価値的な反転像の獲得に費やされた400年余りという「時間的距離」を、クヴァーリチュは、今日の我々のシュミット研究へと適用可能なばかりでなく、いやむしろ適用すべきだとする。そうした歴史感覚に見られるのは、「現在」の位置、「現在」という地点に立っている研究者の歴史的位置に対する自覚の欠落という問題である。果たしてシュミットの生きた時代と、シュミット研究に携わる我々の「今日」との間——すなわち過去になりきっていない「過去」、現在につながっている「過去」、更にいえば「現在」の中に内在する「過去」と我々の「今日」との間——の「時間的距離」を1597年へ、あるいは2377年へと置換可能であろうか。我々のシュミット研究における「現在」あるいは「現在」内在的な「過去」というコンテクストは、400年も隔たった過去と未来に安易に置換可能なほど抽象的で軽いものなのだろうか。

こうした大胆な時間跳躍可能性の想定を示すことによってクヴァーリチュが強調しようとした点、「距離を置いた醒めた立場」の獲得が、学問的態度に不可欠であることには筆者も異論はない。しかしそのために必要なのは、現在から過去、あるいは未来へと跳躍することではなく、他ならぬ研究者が立っている逃れがたい所与としての「現在」を見据える視座・認識であり、その射程と、そこからの被拘束性の自覚（対象化）である筈だ。しかし逆に、クヴァーリチュの主張から浮き彫りとなる問題は、シュミットの「愚行」の中に、果して、今日の我々の政治社会においてなお問題적であり続けていることとの関連がないのかを問う「今日の問題」に対する主体的視座の欠落なのである。もし「愚行」についての考察は不要というのであれば、それが学問的著作と何の連関もないという論証、もしくはそれだけが「用済み」なのはなぜかという根拠が示されるべきだろう。

クヴァーリチュにおけるこうした学問的態度が、シュミットその人自身にさえ異質なものであったことを、ここで想起しておくことは無駄ではないだろう。シュミットは、自らの西洋近代についての歴史観を述べた『中立化と脱政治化の時代』の冒頭で、「自らの文化的・歴史的状況を自覚することなしには、文化や歴史について取り立てて

いう程の言葉を語ることはできない」[Schmitt 1929:121 傍点引用者]と述べ、学問的研究における歴史認識及び現在認識の重要性を強調した。これに続けてシュミットは以下の如く述べている。

「あらゆる歴史認識は、現在の認識 (Gegenwartserkenntnis) であって、現在からその照明とその緊張とをうるものであり、かつもっとも深い意味で現在にのみ奉仕するものである——なぜなら、精神はすべてただ現在の精神 (gegenwärtiger Geist) なのであるから——とは、ヘーゲル以来多くの人々が、ことにベネデット・クローチュが語っているところである。... それゆえに、第一に必要なことは、自らの現在の状況についての自覚 (Bewußtsein der eigenen gegenwärtigen Situation) であろう。... 自覚的現在化 (eine bewußte Vergegenwärtigung) ということは、今日、難しいが、しかしそれだけにますます不可欠なのである」[同上:121 傍点引用者]。⁽¹⁰⁾

学問的探究にとっては、自らの時代への抗争的対峙の中から得られる「現在」に対する鋭い洞察と歴史的位置づけをその内容とする「現在認識」が不可欠であることをシュミットは熟知していた。その意味で、一方においてシュミットが語った思想は、「シュミットの現在認識」への理解なしにはその意義を正しく把握できない。⁽¹¹⁾ また他方、そうしたシュミットの思想についての我々研究者の認識も、その「足場」たる時間的空間的に具体的限定的に存在する「現在」へのまなざしに由来する「我々の現在認識」から切断されたものではあり得ないということへの自覚 (=対象化) が不可欠なのである。⁽¹²⁾

クヴァーリチュは、他方、シュミットを状況的思想家と規定し、彼が念頭に置いていた政治的状況を考慮することの重要性を指摘する [Quaritsch 1988:21]。シュミットの学説にとっての「状況認識」の重要性を指摘しつつ、その「状況認識」と密接不離なものであった個々の理論は重視し、同じく「状況認識」と密接不離なものであった政治的決断としての1932年の「愚行」は考察外に置こうとする。しかし、学説、状況、「愚行」は全て「状況認識」を介して相互に関連しているものである筈だ。その一つの連関から「愚行」のみが対象外とされるのはなぜなのか。

クヴァーリチュの提起における「陥穽」、つまり、1597年や2377年に置換可能とされて抽象性の中に漂う「現在」と、その帰結としての研究主体の視座の稀薄さが、上述の1932年の裁判に対する「断定」の根ともなっている。「1932年の裁判におい

て、ヘラーが正しい側に、シュミットが間違った側に立って対決したことは、学問的なシュミット研究において重要ではないとして学問的主題としては葬り去ろうとしつつ、それがなぜかという根拠は語らない。こうした「断定」は、「将来を展望するうえで我々の視野を狭くすること」にはならないのだろうか。

少なくとも言いうるのは以下の点である。1932年の裁判において、なぜ、そしてどのように、シュミットはライヒを、ヘラーはプロイセンを擁護したのかという問題を問うことは重要性をもたない（用済みだ）と断定せしめる、「現在」に対するある種の自明化された認識が学問的「前提」をなし、その結果、「学問的著作」と「裁判における立場」との連関を問うことが初めから放棄されているという点である。しかし1932年の裁判で露呈した「合法性から状況適合的疑似合法性（situationsgemäße Pseudolegalität）への変質」[Bracher 1960 [1955]:595]という事態とシュミットの学問とは極めて密接に結びついていたばかりではなく、それは、今日の我々の問題と無縁ではない。⁽¹³⁾ 1932年の裁判でのシュミットとヘラーを論ずることの無意味性を断定することは、ゾントハイマーによる断罪とは異質であるにしても、「将来を見通して展望しようとする我々の視野が狭くされ」という効果においては程度の差でしかないだろう。

以上のクヴァーリチュの試みをめぐる考察から明らかとなる問題は二点である。第一は、シュミットの諸学説が重要であり、その「愚行」は学問的考察の対象外とされるという「選別」の根拠が示されず、シュミットにおける学問的言説と「愚行」との間の「状況認識」を媒介とした相互的連関を問う視点が欠落しているという点（シュミット研究における、その学問と政治的行為の間の検証の欠落）である。第二の点は、シュミットの1932年の「愚行」と「我々が現在抱える問題」との間に連関はないのかを問う今日に即した問いが欠落している（シュミット研究における「現在の問い」の不在・稀薄さ）⁽¹⁴⁾ という点である。

ところで、以上で示した「シュミット問題」——すなわち過去になりきっていない過去の素材としての「現在」内在的な思想を扱う「シュミット研究」に纏わりつく問題——が示唆しているのは、政治思想史的研究が思想研究であると同時に思想史研究であり、他ならぬ「歴史学」の一つであるという地平での問題を共有しており、一つの史的・研究（歴史学的営み）としての自覚の喚起を鋭く突きつけているという点である。この点に関連して、「歴史学」における近代歴史学から現代歴史学への「パラダイム転換」[二宮 1993:3 傍点引用者]といわれる新潮流の中で浮かび上がってきた問

題の位相が、重要な示唆を与える。そこで、「歴史学におけるパラダイム転換」の意味をここで一瞥しておかなければならない。

4. 近代歴史学から現代歴史学への「パラダイム転換」

——「歴史学」としての政治思想史研究——

1960年代以降の世界的規模の急速な変容——第二次大戦後の第三世界の独立によって、近代「文明」の普遍性を主張するヨーロッパ旧宗主国と、固有の「文化」の上に立とうとする旧植民地の対立が顕在化した——は、ヨーロッパ近代を進歩・発展の普遍的モデルとする「大きな物語」を動揺させ、それによって自文化中心主義に対する文化人類学からの批判が受け入れられ始めた〔同上：3-4〕。こうした現在の状況の中で「社会科学、とりわけ歴史学が直面した事態」を適確に表わしたものとして、二宮宏之はA.フィンケルクロートの言葉を引用している。少し長いがここに引用しておこう。

「歴史家の伝統的任務は、過去についての記憶を我々に返してくれることにあったのだが、今や彼らは、その過去を我々の支配から引き離し、過去と我々を隔つ断絶を浮き立たせ、過去をその根源的な他者性のうちに示そうとする。(中略)我々が歴史とはそのようなものだと思い込んでいた、過去へとどこまでもひとつなりに遡っていく過程が変わって、今や差異の万華鏡がとびこんでくる。我々が、自然的なものとみなしてきた現実が、歴史的なものとみなされ、時間的推移そのものが、一切の進歩の展望から解き放たれる。約言すれば、歴史家たちは、人間の歴史的営みを単一の型に押しこめたり、同一の進化の路線上に位置づけたりするのではなく、どこまでも、その多様な姿の内に提示するのである。このように不連続に注目し、過去・現在・未来を一つの方向へとはめこむことを拒否し、本質的な意味での『歴史の脱方向化』(désorientation de l'histoire)を主張することによって、歴史家たちは、民俗学者が空間において行ったのと同じ目的を、時間において追求しているといつてよい。すなわち、『人間存在には、時間・空間に応じてさまざまなありようがあるにもかかわらず、その中のただ一つの型の内に、人間はまるごと身を委ねているかのように』(レヴィ＝ストロース)考える、自己中心的であると同時に至って素朴な観念の誤りを決定的に正すことがそれである」〔同上：2-3 傍点引用者〕。

「大きな物語」の解体という事態が「歴史学」に投げつけたのはどのような問題だったのか。それは二宮によれば、歴史が「歴史家のもとに投げ返される」ということ、「歴史家の一人一人が歴史に向って問いを発し、歴史との応答を通じてそれを読み解く」（傍点引用者）という原点への復帰だという〔同上：5〕。つまり「歴史学」は、「問いかけの歴史学」、「問題としての歴史」（histoire-problème）〔同上：6〕、そして「現在の時点から歴史を読み直そうとする新しい歴史学」〔同上：9 傍点引用者〕とならざるを得なかったのである。そこでは問いを発することが、或いは、いかなる問いを発するかこそが核心的な意味をもつ。この点について二宮は M. ブロックの言葉に言及し、彼が、「己れを虚しうして史料に対するという実証主義の歴史学に対し、『史料は問いかけなければ答えてくれない』と応じた」ことに象徴されるという〔同上：6〕。⁽¹⁵⁾

そして「現在の問い」が、伝統的歴史学では殆ど扱われてこなかった新領域・新対象へと、つまり「政治と経済を軸とし、文化をつけ足しとする近代の歴史像」では周縁化され現われてこなかった対象へと向う「座標軸の転換」をもたらし、それは2つの方向、《文化の根底にある日常生活世界》に注目する指向、及び《一国史的な枠組を超えた様々なレベルのネットワークに注目する世界の重層性》を問う指向が見られるという〔同上：6-10, 21〕。

20世紀全体を通して様々なレベルで生じた歴史の変動の中で現れた《歴史学上のパラダイム転換》という大きな潮流の中に、その一つとしての政治思想史研究を置き直した時、そこから明らかとなるメッセージは次のように換言しえよう。研究対象に対する「距離を置いた覚めた立場」、研究対象をその時代のコンテクストの中に置く作業が一方で重要であると同時に、他方で、少なくとも同じ重さで、研究を今日のコンテクストに置くこと、つまり「現在」⁽¹⁶⁾を歴史的コンテクストの中に位置づける⁽¹⁷⁾プロセスの中から研究の「前提」となる研究者自身の「今日」への「問い」、「観点」が自覚されることが重要かつ不可欠だというメッセージである。だが前者の作業は、一貫して後者の「前提」、つまり歴史的「現在認識」、「問い」に規定され続けるのだから、何よりも研究者の「現在認識」、「現在への問いかけ」の対象化が不可欠だといわざるをえない。更にその際重要なのは、単なる「現状認識」ではなく、歴史的な展開の相の中で「現在」を捉える歴史化された「現在認識」だという点である。

シュミットのように「近い過去」に位置し、両極端なまでに相反する評価の間を動揺し続ける思想家を対象とする場合は、ことさら研究の「前提」としての「現在認識」

を対象化し（「自覚的現在化」）、いかなる問いを發するののか、何が問題の抗争的構図かを明示することが研究の「方法」上不可欠のものとして求められているのではないだろうか。

5. 結びにかえて

シュミットの法と政治をめぐる思考は両刃の剣である。声高にシュミットを批判せずとも第三帝国において彼が反ナチス闘争の戦士ではなかった事実は否定しえない。しかし同時に、その学問的営みがドイツの混乱と破滅的事態への解決に貢献せんとする企てとしてなされなかったことは一瞬たりともなかったと言って過言ではないだろう。そうしたシュミットの学問に対して何らかの武装なしに対峙するならば、既述したように望まずして同じ轍を踏みかねないだけでなく、真に理解することからも遠ざかるのではないか。今日の我々が、どこに抗争的問題を見るかという現在の問いによって研澄まされた問題意識なしにシュミットを論ずるならば、シュミットが「ある立場」に立ってどう格闘し何を語らんとしたのかは開示されず隠されたままに留まるのではないだろうか。そのシュミットの思考の裏りについての研究が、それ自体として、現下の問題から遠く離れ、現前するポレーミッシュな状況の「自覚的現在化」を回避した学問の単なる素材とされるならば、それは天上の当人にとって最大の皮肉でありうるかもしれない。我々の「自覚的現在化」の只中でシュミットの言説と格闘する時、初めてその「状況思考」というレットルの背後にある彼の思考の真価も開示されるのではないのか、現在の問題への切実な問いを持たずに門を叩いてもシュミットは応えない、そう思われてならないのである。

注

- (1) 二つのアプローチを象徴する田中浩と長尾龍一の「対照的」なシュミット評価を、中道寿一はシュミット研究の「歴史性と理論性とのアクセントの差異から生じる」ものと性格づけ、「わが国における代表的なシュミット評価の一つであると同時に、シュミットの全体像を解明するための重要な視座を構成するもの」と評する [中道 1989 : 8]。

更に中道は、日本における歴史性、理論性双方からなされるシュミットの全体像解明の試みが、米国で 1970 年代、80 年代に現れ始めた、シュミット自身の証言や新資料を用いた J. ベンダスキー、G. シュワーブらの本格的なシュミット研究の肯定的アプローチの刺激を受けていると指摘し、今日のシュミット研究は、今後見出される新たな資料を駆使しつつ「シュミットとその作品を、彼の時代の歴史的・政治的・社会的状況の中で評価し直し」(Schiyake, M.)、「歴史性と理論性の緊張関係においてシュミットの全体像を解明するという地平にある」と指摘する [中道 1989 : 9-10]。

だがその場合、「歴史性と理論性の緊張関係においてなされるシュミット研究」がいかにして可能かという点こそが問題として残される。本稿は、「歴史性と理論性の緊張関係において」シュミットを研究するとは、具体的にどのような「方法」に支えられて可能となるのかという問いへの応答の一つの試みである。注 12 参照。

- (2) 独日でのシュミットの死の反響については「C. シュミットの死或いは C. シュミット政治思想研究の現状」[中道 1989 : 3-12] 参照。
- (3) シュミットの「学問的著作」を、できる限り彼の反ユダヤ主義、ナチスへのコミットメント、あるいは 1932 年の時点における政治的選択から切り離して取扱うことによって、その「歴史的汚点」を相対化しつつ学問的業績の栄光に注目しようとするクヴァーリチュの議論の傾向は、このクヴァーリチュ＝ゾントハイマー論争と殆ど同時期に、1986 年夏から 1987 年にかけて行われ、論壇だけでなく、政治家や経済人、そして一般市民をも巻き込む大論争 [ハバーマス J. 他 1995 : 1] となった周知の「歴史家論争」(“Historikerstreit”) で浮かび上がった問題と無関係ではないだろう。E. ノルテの「過ぎ去ろうとしない過去：書かれはしたが、行われなかった講演」(『フランクフルター・アルゲマイネ』誌、1986 年 6 月 6 日号)、及び、A. ヒルグラーバーの『ふたつの没落』(ジートラー社 1986 年) に対する、J. ハーバーマスの批判「一種の損害賠償：ドイツにおける現代史記述の弁護論的傾向」(『ツァイト』誌、1986 年 7 月 11 日号) によって火蓋が切られた「歴史家論争」[同上 : 234] で表面化したのは、まさしく、いつまでも付きまとうナチスの過去の相対化とドイツの誇り高い伝統への接続によって、新しい歴史意識を形成しようとする勢力の台頭であった。
- (4) 「現在」の政治社会が抱えている問題群を理解する上で、筆者自身はシュミットが示した認識に多くを負っている。
- (5) 例えばシュミットに対する象徴的な批判の一つに「状況法学」あるいは「状況思考」という言葉

がある。しかしいかなる政治理論であれ法学であれ、眼前の政治的現実を無視しては成り立たないのであり、少なからず「状況」と関わらざるを得ない筈である。いやむしろ、問題を孕みつつ激動する「状況」に斬り込んでゆく、そうした「知の営み」が切実に求められていると考えるべきであろう。そうであるなら、シュミットの「状況思考」の何が克服されるべきかが極めて切実な問題となる。

- (6) Rüdiger Voigt/Wolfgang Luthardt, Von Dissidenten und Klassikern. Eine Zitationsanalyse der Veröffentlichungen der Vereinigung der Deutschen Staatsrechtslehrer, in: Historische Soziologie der Rechtswissenschaft, hrsg. v.E.V.Heyen, *Ius Commune*, Sonderheft Nr.26 (1986), S.135ff.

(7) Vgl. Voigt/Luthardt, a.a.O., S.143.

- (8) 前述したように、クヴァーリチュは魔女狩りの唱道者としてのボダンを、その共同責任を免れないものとして断罪することには異を唱えない。しかし「魔女狩り問題」は単に400年も昔の過去の問題であろうか。

丸山眞男によれば、『ネーション』誌の市民的自由の特集号（1953年6月28日）はアメリカ各界を覆うマッカーシーイズムの脅威の実態を詳細に取り上げているが、その巻頭の論説「いかにして自由は自由であるか」の中で、主筆フリーダ・カーチウエイは「魔女狩りと強制的画一化に抵抗する自由主義者の奮起を促している」という〔丸山1993：249 傍点筆者〕。「正統とみなされるイデオロギーに照らしたところの、異質なもの（異端）の徹底した排除の論理」という点では、同一のカテゴリーで捉えられる二つの現象（16～17世紀の魔女狩りと第二次大戦後のアメリカのマッカーシーイズム）の共通性にまで注目するならば、「偉大なる」ボダンの法学的国家論と（「汚点」としての）異質なものの排除の論理とを全く無関係なものとして切り離して別々に論ずることを自明視し得るのか、それとも何らかの連関を見出し得るのか、そのこと自体が一つの学問的主題となるのではないか。

更に「正統的イデオロギーに基づく異質なものの排除」が、《合法性》という次元で行われるものの一つとしては、「政敵の強制的排除」の機能を果す「政治裁判」〔シュクラー2000：313〕の一例、アメリカの1951年の「デニス事件」〔同上：96,98,317以下〕がある。もちろん異質なものの排除の論理といっても、火炙りの刑に処せられるか「強制収容所へ引っ張ってゆかれる代わりに、公開の公正な裁判を受けている」ということは、大したこと〔同上：330〕であり、その差異は十分に認めるべきだろう。だが、それと同時に、「正統／異端」の構造が今日、「合法／非合法」とその形を変えつつなお現存していることは看過してはならない。

- (9) 歴史的推移の中で文化状況や政治体制が変動することに伴う、ある時代に決定的妥当性を持つ「価値」或いは「観点」の変遷という問題は、換言すれば、ヴェーバーが所謂《客観性》論文〔Weber 1904〕の中で示した「認識の客観性」問題に行き着く〔安藤1965:115-154〕。つまり価値理念や価値観の「歴史的推移を内包し、特殊な意味において主観的であるような前提に立脚する科学の《客観性》とはどういうものか。またそれはいかにして保証されるか」〔同上:142〕という問題である。

クヴァーリチュがボダンを通して示した価値観の推移は、そのままクヴァーリチュにも跳ね返る。今日、圧倒的に妥当し、影響力を持っているというそれだけの例示によっては、それが文化的政治的変動という歴史的推移にさらされてなお不変のままに妥当するとは証明しえない。クヴァーリチュにおいて自明な価値意識という「前提」が明示され、その基本的枠組の中でのシュミット学説の有用性という極めて限定的射程でのみ、学問的に客観的な言明はありうる筈である。それらを飛び越えて、本来「限定的かつ一面的でしかありえない認識」が「実体化」されるのであれば、それは、それと気づかぬままに『『志操』を『判断力』に優先せしめる考え方』であろう。

- (10) この論文でシュミットは、ヨーロッパの近代史を「中立領域の追求」という「根本動機」に先導されてきた「中立化過程」として分析してみせたが、論文冒頭で簡潔に示されたシュミットの現在認識とは、「圧倒的に強大な、社会主義革命を成就せしめたロシアの脅威の下にある我々の現在」というものである。

「中歐に位置する我々は、ロシア人に見据えられて (*Sous l'oeil des Russes*) 生きている。この百年来、彼らは心理学的洞察力をもって我々の思想や制度の本質を見抜き、強力な活力により我々の作り出した科学や技術をもって武装した。彼らの合理主義への気魄は強烈だが、非合理主義への気魄もそれに劣らない。また善においても悪においても正統主義を貫く精力も圧倒的である。こうして彼らは社会主義とスラヴ魂を結合した。... これこそ現在我々の置かれた状況である」[Schmitt 1929: 121 強調シュミット]。

- (11) シュミット思想の理解におけるシュミットの「西洋近代史観」と「現在認識」の基底的重要性という問題を、筆者は別稿で論じた [高橋 1997 参照]。
- (12) その意味で、中道のいう「歴史性と理論性との緊張関係の中でシュミットを研究する」ということ (注1 参照、傍点引用者) は、その研究者主体がおかれている歴史的具体的「現在」に対する視座がいかに明確に対象化されており、その「現在」の何にいかなる問題を理論的に認識しつつシュミットに向うのかという一点が抽象性の中に曖昧化されないような「方法」を、その一つの要件とするのではないかと筆者は考える。ただしこれは政治思想史研究全般に対して同程度に一般化されるべきものかといえば、それには更なる検討の余地がある。シュミットのように、極度に現実政治状況に自覚的にコミットし、かつそれを与件として思考し概念形成を行ったような、しかも近い「過去」に属する思想家を対象とする場合には、特に欠かせない要件に思われるのである。
- (13) 本稿で考察した「シュミット問題」におけるクヴァーリチュの「陥穽」への問題提起に基づき、筆者は博士論文において、1932年の裁判におけるシュミット、ヘラーの全弁論とその学問的背景との間の理論的連関を実証的、内在的に論究した [高橋 2003]。
- (14) 「現在の問い」への明示的な自覚の不在・稀薄さという傾向は、シュミットを道徳的に断罪する側、理論的可能性を評価する側、シュミット全体像の「より客観的な」把握を試みる第三の潮流に広く共通して認められるように思われる。研究者が「現在」の何を問題としてシュミット論ずるの

かが研究の中に明確に位置づけられることが極めて少ないという印象は不当なものであろうか。

- (15) こうした意味では、実証主義的な意味で新資料を駆使することはメリットではあれ、そうであればあるほど「問いかけ」の意味とその中身の重要性は増すだろう。
- (16) 時間的空間的な「現在」を、今日では、空間的な「場」のもつ重層的な意味を考慮して、従来の一國史的視点からだけではなく、「地域」史的、「域圏」史的、「世界」史的 [二宮 1993 : 21]、更に地球史的な視点から、そして個人史的な（また家族史的な）視点から位置づけ認識することが必要かもしれない。例えば H. アーレントは『人間の条件』の「プロローグ」を、「核分裂」にも劣らぬ重要な事件として、1957 年の「初の人工衛星実験成功」への言及から始めている [Arendt 1958 : 1-6]。そして『人間の条件』における歴史的分析の目的は、「地球から宇宙への飛行（フライト）と世界から自己自身への逃亡（フライト）という二重のフライト」と特徴づけられる今日の「世界疎外」を「その根源にまで遡って跡づけること」だというのが、まさしくそれは、「新しくはあるがまだ知られていない時代の出現によって圧倒されたまさにその瞬間に、発展し、自己を顕にした社会の性格を理解するため」だ [ibid., 6] という。つまり、それまでの歴史から徹底的に異質な他者として出現しつつある「現在」の社会を読み解こうとする（「現在」の歴史的他者化）為の歴史的分析が『人間の条件』の狙いとされ、その上で、人間の宇宙への「フライト」という「地球」史的「観点」と世界から自身への「フライト」という「個人」レヴェルの史的「観点」が、「現在」という時代を理解し特徴づける上で不可欠の重要な一契機と位置づけられている、と解するのである。
- (17) 今日、我々は 2001 年 9 月 11 日の所謂「同時多発テロ」以降、屢々《テロ後の世界》と呼ばれる歴史的出来事の中に生きているが、9・11 により世界は一変したという者もあれば、いや本質においては不変であり、それまでの世界において表に現れなかったことが可視化されたに過ぎないと見る者もあろう。「現在」を歴史的に対象化する際、連続において捉えるか断絶において捉えるかは自明ではあり得ず、「自覚的現在化」それ自体の只中に抗争的構図が現出せざるをえない。

参考文献

- 安藤英治. 1965. 『マックス・ウェーバー研究』 未来社.
- Arendt, H. 1958. *The Human Condition*, The University of Chicago Press. (邦訳: 1995. 速水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫)
- Bracher, K.D., 1960 [1955]. *Auflösung der Weimarer Republik-Eine Studie zum Problem des Machtverfalls in der Demokratie*, 3. verbesserte u. ergänzte Aufl., Ring Verlag, Villingen/Schwarzwald.
- 古賀敬太. 1985. 「西独におけるシュミットの死に対する反響(上)(下)」『創文』No.261-262.
- 眞次宏典. 1998. 「カール・シュミット——市民的法治国家の憲法理論——」飯島昇蔵編『両大戦間期の政治思想』早稲田大学現代政治経済研究所.
- 丸山眞男. 1993. 「ファシズムの諸問題——その政治的動学についての考察——」『増補版・現代政治の思想と行動』未来社.
- Maus, I., 1980 [1976]. *Bürgerliche Rechtstheorie und Fascismus Zur sozialen Funktion und aktuellen Wirkung der Theorie Carl Schmitts*, Wilhelm Fink Verlag, München. (邦訳: 1993. 今井弘道・筏津安恕・住吉雅美訳『カール・シュミットの法思想 ブルジョア法とファシズムの間』風行社)
- Meinecke, F., 1976 [1924]. *Die Idee der Staatsräson in der neueren Geschichte, Werke Bd.I*. 4. Aufl. R. Oldenbourg München Wien. (邦訳: 1999. 『世界の名著 65 マイネッケ』岸田達也訳、林健太郎編、中央公論新社; 1960. 『近代史における国家理性の理念』菊盛英夫・生松敬三訳、みすず書房)
- Mohler, A., 1986. Links-Schmittisten, Rechts-Schmittisten und Establishment-Schmittisten, in: *Criticon* 98, Nov./Dez.
- 中道寿一. 1989. 『ワイマールの崩壊とC.シュミット——シュミット研究序説——』三嶺書房.
- 二宮宏之. 1993. 「歴史的思考の現在」『歴史への問い/歴史からの問い』(岩波講座・社会科学の方法 IX) 岩波書店.
- 西村貞二. 1993. 『マイネッケ——人と思想』清水書院.
- クヴァーリチュ, H. 編, 1993. 初宿正典・古賀敬太編訳『カール・シュミットの遺産』風行社. (Quarisch 1988. の一部の邦訳)
- クヴァーリチュ, H., 1992. 宮本盛太郎・初宿正典・古賀敬太共訳『カール・シュミットの立場と概念——史料と証言——』風行社.
- Quaritsch, H., (Hg.) 1988. *Complexio Oppositorum. Über Carl Schmitt: Vorträge und Diskussionsbeiträge des 28. Sonderseminars 1986 der Hochschule für Verwaltungswissenschaften Speyer*, Duncker & Humblot, Berlin.
- Schmitt, C., 1929. “Das Zeitalter der Neutralisierungen und Entpolitisierungen” in: 1940. *Positionen und Begriffe; im Kampf mit Weimar-Genf-Versailles*, Hanseatische Verlagsanstalt Hamburg,. (邦訳: 1973. 「中立化と脱政治化の時代」長尾龍一訳、『危機の政治理論』ダイヤモンド社; 1983. 「中性化と脱政治化の時代」田中浩・原田武雄訳、『合法性と正当性』未来社)
- シュクラール, J.N., 2000. 田中成明訳『リーガリズム: 法と道徳・政治』岩波書店.
- 高橋愛子. 2003. 「カール・シュミットとヘルマン・ヘラー——『プロイセン対ライヒ』裁判を手掛りと

して——」(2月3日、国際基督教大学大学院行政学研究科提出博士論文)

高橋愛子. 2002. 「《国家理性》再考——権力と道徳という問題領域から——」『社会科学ジャーナル』
No.48 国際基督教大学社会科学研究所.

高橋愛子. 1997. 「シュミットとヘラー——西洋近代史観と個人観をめぐって——」『カール・シュミットとその時代——シュミットをめぐる友・敵の座標——』風行社.

ハバーマス, J. 他, 1995. 徳永恂・清水多吉・三島憲一他訳『過ぎ去ろうとしない過去: ナチズムとドイツ歴史家論争』人文書院.

Weber, Max, 1904. Die "Objektivität" sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis, in: *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik* 19, SS.22-87.

The“Schmitt-Problem” :
A Consideration of the History of Political Thought as One of
“the Historical Sciences”
<Summary>

Aiko Takahashi

This article examines the so-called “Schmitt-Problem” which arises from polemical evaluations about Carl Schmitt’s legal and political thinking. As a typical example of this “Problem”, I examine a dispute between Kurt Sontheimer and Helmut Quaritsch regarding the fundamental evaluation of Carl Schmitt, which took place soon after Schmitt’s death on April 7, 1985. I point out the defects in the arguments of both Sontheimer and Quaritsch and at the same time propose the basic methodological requirements which are necessary for Schmitt-studies today.